

医療法人 高寿会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 1 月 1 日～令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標

- ① 計画期間内に、出産した有期雇用を除く女性労働者の育児休業取得率を 80%以上とする（対象者がいない場合も含む）。
- ② 計画期間内に、妊娠中の労働者、または小学校就学前の子主たる養育者である労働者について、月 45 時間を超える時間外労働を行う者をゼロとする（対象者がいない場合も含む）。
- ③ 計画期間内に、男性労働者の育児休業等取得率を 10%以上とする（対象者がいない場合も含む）。

対策

- (1) 令和 8 年 1 月～妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備を行う。
- ・育児休業制度、出生時育児休業等の制度内容を整理し、対象となる労働者に個別周知を含めた周知を行う。
- ・妊娠中の労働者、または小学校就学前の子の主たる養育者である労働者について、時間外労働の状況を把握し、必要に応じて業務配分の見直し等を行うことで、長時間労働の抑制に取り組む。
- ・両立支援制度や働き方に関する相談窓口を明確にし、利用しやすい職場環境の整備を行う。
- ・計画期間中、毎年 1 月に制度の周知および運用状況の確認を行う。
- ・対象労働者の育児休業取得状況および時間外労働の状況について、毎年 1 月に確認を行う。

以上